

新潟青陵大学不正防止計画推進部門規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人新潟青陵学園における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程第4条に基づき、新潟青陵大学（以下「本学」という。）における不正防止計画推進部門（以下「推進部門」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進部門は、本学における研究活動上の不正行為の防止、及び研究費の適正な執行に資することを目的とする。

(業務)

第3条 推進部門は以下に掲げる業務を行う。

- (1) 不正防止計画案の策定
- (2) 不正防止計画の実施状況の確認と報告
- (3) モニタリングによる執行状況の検証
- (4) 研究費の管理に関する各部局、内部監査部門との連携
- (5) モニタリングの結果やリスクが顕在化したケース等を活用した不正防止計画の定期的な見直し

(構成)

第4条 推進部門は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 法人事務局長
 - (2) 大学事務部長
 - (3) 法人事務局企画課長、法人事務局総務管理課長
 - (4) その他、最高管理責任者（学長）が指名する者
- 2 推進部門に部門長を置き、法人事務局長をもって充てる。

(事務)

第5条 推進部門の事務は、法人事務局企画課が所管する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、推進部門の議を経て最高管理責任者（学長）が行う。

附 則

この規程は、平成28年3月10日から施行する。